

## 鹿 児 島 県 公 報

令和元年 7 月 30 日（火）第 25 号の 4



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告

示

○車両制限令に基づく道路の指定及び通行方法（2件）

（道路維持課取扱い） 1

## 告 示

## 鹿児島県告示第254号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第4項の規定により、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車（以下「国際海上コンテナ車」という。）の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路として次のとおり指定し、併せて、同令第10条第2項の規定により、当該道路の通行方法を次のとおり定める。

令和元年 7 月 30 日

鹿児島県知事 三反園訓

## 1 指定する道路の路線名及び区間

道路の種類	路線名	区 間
国道	268号	伊佐市大口里字諏訪馬場1906番1地先から始良郡湧水町木場字後川原31番4地先まで
	269号	鹿屋市北田町7257番1地先から同市札元二丁目3685番9地先まで
	447号	出水市緑町20番13地先から同市米ノ津町141番地先まで
県道	飯野松山都城線（都城志布志道路）	志布志市有明町伊崎田字字尾5635番1地先から曾於市末吉町南之郷字後原畑5296番3地先まで（有明北インターチェンジ及び松山インターチェンジを除く。）
	日当山敷根線	霧島市国分敷根字剣崎389番4地先から同市国分敷根字東牟田1792番1地先まで

## 2 指定する期日

令和元年 7 月 31 日

## 3 通行方法

次の通行方法によらなければならない。

## (1) 交差点における左折又は右折にあたっての誘導

ア 次の表の左欄に掲げる道路から同表の中欄に掲げる交差点（十字路、丁字路その他2以上の道路が交わる場合における当該2以上の道路の交わる部分をいう。以下同じ。）を左折して同表の右欄に掲げる道路に入るときは、他の車両等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第17号に規定するものをいう。）又は自転車（以下「他の車両等」という。）との衝突の危険を生じさせないように、当該国際海上コンテナ車及び他の車両等の誘導を行う者又は車両を配置しておかななければならない。

左 欄	中 欄	右 欄
国道 269号	鹿屋市北田町（北田交差点）	県道 鹿屋吾平佐多線

イ 次の表の左欄に掲げる道路から同表の中欄に掲げる交差点を右折して同表の右欄に掲げる道路に入るときは、他の車両等との衝突の危険を生じさせないように、当該国際海上コンテナ車及び他の車両等の誘導を行う者又は車両を配置しておかなければならない。

左 欄		中 欄	右 欄	
県道	鹿屋吾平佐多線	鹿屋市北田町（北田交差点）	国道	269号

(2) 橋等の通行方法

橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路（高速自動車国道を除く。）を通行する場合にあっては、徐行するとともに、一の径間の一の車線において限度超過車両（道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2第1項に規定する車両をいう。）又は他の国際海上コンテナ車と連続して通行しないよう十分に注意して通行しなければならない。

鹿児島県告示第255号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第4項の規定により、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車（以下「国際海上コンテナ車」という。）の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路として次のとおり指定し、併せて、同令第10条第2項の規定により、当該道路の通行方法を次のとおり定める。

令和元年 7 月 30 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 指定する道路の路線名及び区間

道路の種類	路線名	区 間	
国道	504号	霧島市溝辺町麓字曲迫284番1地先から同市溝辺町麓字麓原1363番3地先まで	
県道	栗野加治木線	始良郡湧水町木場字後川原31番4地先から同町米永字宮ノ脇471番1地先まで	
	志布志福山線 （都城志布志道路）	志布志市有明町伊崎田字下原8104番2地先から同市有明町伊崎田字字尾5635番1地先まで（有明東インターチェンジ、伊崎田インターチェンジ及び有明北インターチェンジを除く。）	
	鹿屋吾平佐多線	鹿屋市大手町1番地先から同市共栄町6980番地先まで	
	垂水南之郷線	曾於市末吉町南之郷字後原畑5241番2地先から同市末吉町南之郷字黒房5212番4地先まで	
	飯野松山都城線	曾於市末吉町南之郷字西ノ原6022番2地先から同市末吉町南之郷字宮馬場1538番1地先まで	
	鹿児島停車場線	鹿児島市浜町1番7地先から同市名山町12番1地先まで	
	郡元鹿児島港線		鹿児島市東開町字東開5番2地先から4番82地先まで
			鹿児島市卸本町8番7地先から同市南栄五丁目10番41地先まで
	玉取迫鹿児島港線		鹿児島市和田二丁目8番14地先から同市南栄六丁目1番3地先まで
	京泊草道線		薩摩川内市港町字立島269番3地先から同市水引町字外間瀬田3185番1地先まで
	鹿屋環状線（大隅縦貫道）		鹿屋市笠之原町1912番4地先から同市東原町2860番8地先まで（東原インターチェンジを除く。）
鹿屋串良インター線（大隅縦貫道）		鹿屋市東原町2860番8地先から同市串良町細山田字山之上5690番1地先まで（東原インターチェンジ及び細山田インターチェンジを除く。）	

2 指定する期日

令和元年 7 月 31 日

3 通行方法

次の通行方法によらなければならない。

交差点における左折又は右折にあたっての誘導

- (1) 次の表の左欄に掲げる道路から同表の中欄に掲げる交差点（十字路，丁字路その他2以上の道路が交わる場合における当該2以上の道路の交わる部分をいう。以下同じ。）を左折して同表の右欄に掲げる道路に入るときは，他の車両等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第17号に規定するものをいう。）又は自転車（以下「他の車両等」という。）との衝突の危険を生じさせないように，当該国際海上コンテナ車及び他の車両等の誘導を行う者又は車両を配置しておかなければならない。

左 欄		中 欄	右 欄	
県道	郡元鹿児島港線	鹿児島市東開町（製材団地交差点）	市道	日之出線
県道	玉取迫鹿児島港線	鹿児島市南栄五丁目（交通安全教育センター前交差点）	県道	郡元鹿児島港線

- (2) 次の表の左欄に掲げる道路から同表の中欄に掲げる交差点を右折して同表の右欄に掲げる道路に入るときは，他の車両等との衝突の危険を生じさせないように，当該国際海上コンテナ車及び他の車両等の誘導を行う者又は車両を配置しておかなければならない。

左 欄		中 欄	右 欄	
市道	日之出線	鹿児島市東開町（製材団地交差点）	県道	郡元鹿児島港線
県道	郡元鹿児島港線	鹿児島市南栄五丁目（交通安全教育センター前交差点）	県道	玉取迫鹿児島港線